

鶴見区役所からの お知らせ



鶴見区区政会議の委員募集

区民の皆さんから区政についてのご意見や評価をいただく「区政会議」の委員を募集します。

あなたの意見を区政に届けてみませんか。多くの方のご応募をお待ちしています。

対象 区内在住・在勤・在学中、市職員・市の審議会などの委員でない方

募集人員 5名程度

任期 平成27年10月1日～平成29年9月30日(2年間)

応募方法 指定の申込書と、関心のある分野(鶴見区の施策や地域活動、子育て、健康、福祉、防災、防犯など)をテーマにしたレポート(800字程度)を持参または郵送、メールにて提出してください。応募用紙は、区役所4階総務課に設置するほか、鶴見区役所ホームページからもダウンロードできます。

✉kuseikaigi-tsurumi@city.osaka.lg.jp

募集期間 7月1日(水)～7月31日(金)(当日消印有効)
※委員は無償となりますのでご了承ください。

申込問合せ 538-8510 (住所不要)

鶴見区役所総務課(区政企画) **4階 41番**
☎6915-9173

介護保険利用者負担割合を表示した負担割合証を送付します

一定以上所得のある65歳以上の介護保険被保険者が介護保険サービスを利用した時の利用者負担割合が1割から2割に変更されますので、要介護(支援)認定を受けている全ての被保険者の方に利用者負担割合を表示した「負担割合証」を交付します。介護サービスをご利用いただく場合は、被保険者証とともに「負担割合証」を事業者に提示してください。

有効期間 8月1日～平成28年7月31日

負担割合2割を適用される方

65歳以上の要介護(支援)認定者で合計所得金額が160万円以上の方。ただし、世帯内の65歳以上の方全員の年金収入+その他の合計所得金額が346万円(単身世帯は280万円)未満の場合は、1割が適用されます。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) **1階 10番**

☎6915-9859

介護保険の決定通知書を送付します

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、あらかじめ年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中に送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) **1階 10番**

☎6915-9859

後期高齢者医療制度

◎被保険者証の更新

75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方に、平成27年度の被保険者証(燈色)を7月上旬に簡易書留で送付します。現在の保険証(水色)は8月1日から使えなくなりますのでご注意ください。なお、不在時は郵便局に留め置かれ、その旨の「お知らせ」が投函されます。保険証については、保険加入要件である居住の確認を行うために、ご登録の住所地へ「転送不要」の取り扱いで送付します。7月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問い合わせください。

◎保険料決定通知書の送付

後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します。保険料を納付書で納めていただく方は、7～9月分(3か月分)の納付書を同封しています。10月以降の納付書については、10月と1月にそれぞれ3か月分まとめて送付します。保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問い合わせください。

国民健康保険の高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に、7月下旬までに新しい「高齢受給者証」を送付します。現在のものは8月1日から使えなくなります。7月中に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ窓口サービス課(保険年金) **3階 31番** ☎6915-9956

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証の更新

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証(黄色)をお持ちの方に7月下旬までに新しい医療証(空色)を送付します。現在の医療証(黄色)は8月から使用できません。7月中に届かない場合はお問い合わせください。

問合せ 保健福祉課(障がい者支援) **1階 13番**

☎6915-9857

7月は食中毒予防月間です!

食中毒は7～9月にかけて多発する傾向にあります。食中毒は飲食店の食事だけでなく、家庭の食事でも発生します。十分に注意し食中毒を予防しましょう!

なお、7月～9月の間、「食中毒注意報」の発令などについて、24時間テープ案内のテレホンサービスを行っています。(☎6208-0963)

問合せ 保健福祉課(生活衛生) **1階 11番**

☎6915-9973

各種無料相談 7月

相談名	日時	申込方法	場所
① 法律相談 (予約制) (毎月第2・4金曜日)	7月10日(金)・24日(金) 13時～17時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※24名(先着順) 時間の指定はできません。 【1人30分以内】	鶴見区役所3階
② ナイター法律相談 (一部予約制)	7月9日(木) 18時～21時	当日会場にて20時まで受付。 ※40名(先着順)【1人30分以内】	中央区民センター
	7月31日(金) 15時～19時	7月23日(木)・24日(金) 9時30分～12時に電話にて(専用☎6208-8805) ※16名(先着順)【1人30分以内】	東成区役所
③ 日曜法律相談 (予約制)	7月26日(日) 9時30分～13時30分	7月23日(木)・24日(金) 9時30分～12時に電話にて(専用☎6208-8805) ※各16名(先着順)【1人30分以内】	西淀川区役所 北区役所
④ 経営相談 (予約制)	随時 (相談日は調整)	相談を希望する日の7日前(土・日・祝を除く)までに電話にて。	鶴見区役所3階
⑤ 就労相談 (一部予約制) ※仕事の紹介・あっせんは行っておりません。 (毎月第1水曜日)	7月1日(水) 13時30分～17時 ※次回は8月5日	当日会場にて13時20分～15時30分まで受付。 ※5名(先着順) 【16～17時は事前予約制】 当日11時までに大阪市地域就労支援センターへ電話にて(専用☎0120-939-783) ※2名(先着順)	鶴見区役所2階
⑥ 花と緑の相談 (毎月第2水曜日)	7月8日(水) 14時～16時	当日会場にて受付。	鶴見区役所1階
⑦ ごみ減量・3R相談 (毎月第1・3火曜日)	7月7日(火)・21日(火) 14時～16時	当日会場にて受付。	鶴見区役所1階
⑧ 人権相談 (一部予約制)	平日 9時～21時 土・日・祝 9時～17時30分	専門相談員による電話での無料相談。(専用☎6532-7830) ※通話料は自己負担 【区役所での出張相談は事前予約制】 上記専用番号までご予約ください。	

問合せ ①④⑤……魅力創造課(広報戦略) ☎6915-9683

②③……大阪市総合コールセンター「なにわコール」 ☎4301-7285 ☎6644-4894

⑥……鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650 ☎6913-6804

⑦……城北環境事業センター ☎6913-3960 ☎6913-3674

⑧……地域活動支援課(こども・教育) ☎6915-9734

●以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。